

未来

人権教育啓発シリーズ NO.2



今回は、ヤングケアラーについて紹介します。

ヤングケアラーという言葉は、ヤングケアラーの支援が進んでいることで知られるイギリスで生まれた言葉です。1990年の前半にイギリスの関係者の間で使われ始め、その後、日本でも少しずつ注目され始めました。

みんなで知ろう【ヤングケアラー】



【ヤングケアラー】とは・・・

家族のために、大人がするような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことを言います。



家族の手伝い・世話をすることは、とても素晴らしいことですが・・・

このような影響が出てしまうことも・・・

《2022年の厚生労働省の調査結果》



友人関係への影響
友人などとコミュニケーションを取れる時間が少ないなど



学業への影響
遅刻・早退・欠席が増える、勉強の時間が取れないなど



就職への影響
自分でできると思う仕事の範囲を狭めてしまう、自分のやってきたことをアピールできないなど

小学生	中学生	高校生	大学生
15人に1人 (6.5%)	17人に1人 (5.7%)	24人に1人 (4.1%)	16人に1人 (6.2%)

※「世話をしている家族がいる」と回答

2022年に行われた県の調査では、「世話をしている家族がいる」と答えたのは、**小6が12.0%、中2が8.2%、高2が5.0%**と、**県の調査結果が国の調査結果を上回りました**。しかし、【ヤングケアラー】という言葉の認知度は、「聞いたことはない」「聞いたことはあるが、よく知らない」を合わせた回答が、中2と高2でそれぞれ**7割前後**になっています。

「家族」はだいじ 「自分」もだいじ



ヤングケアラーは、家事や家族の世話を当たり前のこととして受け入れていることが多く、自分がヤングケアラーだという認識がありません。そのため、悩みを一人で抱えて誰にも相談しないことがよくあります。大切な家族を支えることはとても立派なことです。しかし、同じくらい自分を大切にすることも必要です。「子どもが子どもとしていられる街」にするためにも、ヤングケアラーのことをよく知り、みんなで支える社会にしていくことが求められています。本県では、2023年3月に「栃木県ケアラー支援条例」というヤングケアラーを支える法がつくられ、同年4月1日から実施されています。誰もが安心して生活することができる地域社会の実現に向けて、これからも一緒に考えてみませんか？

日光市人権教育推進委員会

※ いきいき栃木っ子3あい運動・・・

学びあい・喜びあい・励ましあおう



タブレットやスマートフォンからQRコードを読み取って、アクセスしよう！
《厚生労働省/こども家庭庁》
<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>
【特別対談編】「貴地谷 しほり × 元ヤングケアラー-特別対談 ~ほんとのきもち~」